

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ BIの算出方法</p> <p>ハ ILMの算出方法</p> <p>ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）</p> <p>ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該手法の概要</p> <p>(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合に
あつては、その理由を含む。）

ホ|| オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たつて、ILM
の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合
にあつては、その理由を含む。）

「八・九 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ〜ハ 略」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次
の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事
項

(1)|| BIが一千億円以下で、かつ、ILMを一とする場合 B
I及びBICの額並びにオペレーショナル・リスク相当額

(2)|| (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、オペレ
ーショナル・リスク相当額、ILMの値並びにオペレーショ
ナル・リスク損失の推移

「削る。」

ホ 「略」

「二〜八 略」

5 「略」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

「号の細分を加える。」

「八・九 同上」

4 「同上」

一 「同上」

「イ〜ハ 同上」

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこ
のうち組合が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1)|| 基礎的手法

(2)|| 粗利益配分手法

(3)|| 先進的計測手法

ホ 「同上」

「二〜八 同上」

5 「同上」

（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇七 略」

八 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの

算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合には、その理由を含む。）

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由を含む。）

「九・十 略」

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「九・十 同上」

4 「同上」

一 「略」

二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

「イ」ハ 略

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める事項

(1) BIが一千億円以下で、かつ、ILMを一とする場合 B

I及びBICの額並びにオペレーショナル・リスク相当額

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 BI及びBICの額、オペレ

ーショナル・リスク相当額、ILMの値並びにオペレーシヨ

ナル・リスク損失の推移

「削る。」

ホ 「略」

「三〇九 略」

5 「略」

一 「同上」

二 「同上」

「イ」ハ 同上

ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) 基礎的手法

(2) 粗利益配分手法

(3) 先進的計測手法

ホ 「同上」

「三〇九 同上」

5 「同上」

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第一号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第九条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[略]		
[項を削る。]		
[略]		

(注)

(1)・(2) [略]

(3) リスク・アセット等

[a~d 略]

[削る。]

(4) [略]

(別紙様式第二号)

項目	当期末	前期末
[同左]		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
[同左]		

(注)

(1)・(2) [同左]

(3) リスク・アセット等

[a~d 同左]

e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) [同左]

備考 表中の [] の記載は、お家規定の「事務簿を付した標記部分を除く」を付した場合は注記による。